

盛岡市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長及び教育長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年5月26日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	菅原和彦
同	小山田正美
同	八木橋美紀

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和3年3月26日付け2盛監第57号               |
| 2 対象部署       | 総務部，農林部，教育委員会事務局，教育機関，選挙管理委員会事務局 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                          |